

==== 公布された規則のあらまし ====

農地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について

1 規則の制定理由

農地法等の一部が改正されたことに伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立自然公園条例施行規則等の一部改正

次の規則について、農地法等の一部が改正されたことに伴い、規則中引用している同法等の規定を改める等の所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県立自然公園条例施行規則

イ 鳥取県環境影響評価条例施行規則

ウ 鳥取県農業改良資金貸付規則

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

農地法等の一部が改正されたことに伴い、新たに追加された事務を加える等所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日とする。